

ペットフード関係事業者のみなさまへ

安全なペットフードを供給するために

～ペットフード安全法に基づく取組～

平成21年10月1日
改訂：平成21年12月7日

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課

目 次

1. はじめに	1
2. 法律の概要	1
2-1. 製造・輸入・販売に関する規制	1
2-2. 届出・帳簿の備付けの義務	2
2-3. 事業者の責務	2
3. 安全確保のための取組事項	2
3-1. 製造業者	3
1) 製造事業の概要の把握	3
2) 安全に関する情報収集、知識・技術の習得	3
3) 製造管理	3
4) 品質管理	3
5) 帳簿管理	3
6) 表示管理	3
7) 事故等発生時の対応	3
3-2. 輸入業者	3
3-3. 販売業者（卸売）	4
3-4. 販売業者（小売）	5
「安全なペットフード製造のための重要管理事項」	6

別紙

製造管理・品質管理方法等チェックリスト	8
---------------------	---

参考資料

ペットフード安全法令の遵守すべき主な要件等	19
立入検査等に関して留意すべき事項	19

1. はじめに

平成21年6月1日に愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号、以下「ペットフード安全法」といいます。）が施行されました。

この法律は、愛がん動物用飼料（以下「ペットフード」といいます。）の製造等に関する規制を行うことにより、ペットフードの安全性の確保を図り、もって愛がん動物（以下「ペット」といいます。）の健康を保護し、動物の愛護に寄与することを目的としています。

ペットフードの安全を確保するため、国はこの法律の規定に基づき、ペットフードの製造の方法、表示の基準や成分規格を定め、関係する事業者からの届出により事業内容を把握するとともに、立入検査やペットフードの集取・試験を行うことにより、関係する事業者における規制の遵守状況、流通するペットフードの成分規格の適合状況等を確認します。これらを通じて有害なペットフードの流通が明らかになった場合は、ペットの健康被害を確実に防止するため製造等の禁止、廃棄・回収の措置を講じます。

ペットフードの使用に起因するペットの健康被害を防止するためには、国による製造等の禁止、廃棄・回収の措置を待つまでもなく、まずはペットフードの製造、輸入及び販売に携わるすべての事業者が、①自らがペットフードの安全の確保に第一義的な責任を有していることを認識し、②安全確保に関する知識及び技術を習得して各事業者が相互にこれを共有し、ペットフードやその原材料の安全を確保する、③万が一、有害なペットフードの流通が明らかになった場合は、各事業者が連携して一刻も早く回収等を行うなどの基本的な考え方に立って、事業活動を行うことが極めて重要です。

本文書は、以上の趣旨に鑑み、この法律に基づいて安全なペットフードを製造、輸入及び販売するために、また、万が一、有害なペットフードの流通が明らかになった場合に備えて、事業者がどのように製造管理、品質管理などを行ったらよいかについて、その取り組むべき事項を示したものです。事業者は、本文書を参考にして安全確保に取り組み、有害なペットフードの流通を未然に防止するとともに、ペットの健康被害を最小限とどめることに万全を期すことが求められます。

2. 法律の概要

製造・輸入・販売を担う事業者においては、国（農林水産大臣及び環境大臣）が設定したペットフード（犬用及び猫用が対象となります。）の基準・規格を遵守する必要があります。

また、事業者のうち、製造業者及び輸入業者は、国に事業内容を届け出る必要があります。製造業者、輸入業者及び販売業者においては、帳簿を備え付ける必要があります。

2-1. 製造・輸入・販売に関する規制

本法律においては、ペットフードの安全を確保するため、

- 1) 国がペットフードの製造の方法・表示の基準及び成分の規格を設定し、これに

- 合わないペットフードの製造・輸入・販売の禁止（第5条・第6条）
- 2）緊急の場合のペットフードの製造・輸入・販売の禁止（第7条）
- 3）有害なペットフードの廃棄・回収命令（第8条）
- 4）ペットフードの事業者などに対する報告徴収・立入検査（第11条・第12条）
などが定められています。

2-2. 届出・帳簿の備付けの義務

事業者に関する情報を国があらかじめ把握し、万が一の場合に、製品の廃棄・回収を速やかに行うことができるよう、

- 1）製造業者・輸入業者の事業の届出（第9条）
- 2）製造業者・輸入業者・販売業者の帳簿の備付け（小売（消費者に直接販売することをいいます。）の場合を除く。）（第10条）

について、事業者には義務づけられています。

2-3. 事業者の責務

本法律には、ペットフードの安全を確保するための事業者及び国の責務が規定されています。

具体的には、事業者は、ペットフードの安全の確保について第一義的な責任を有することとされており、ペットフードの安全性に関する知識及び技術の習得、ペットフードの原材料の安全確保、万が一の場合のペットフードの回収などに努めることとされています（第3条）。なお、国は、ペットフードの安全性に関する情報の収集、提供等に努めることとされています（第4条）。

ペットフードの安全を確保するためには、国を始めとする行政機関、事業者、ペットの飼い主、獣医師などの関係者の間で、ペットやペットフードに関する情報を共有していくことが極めて重要です。

3. 安全確保のための取組事項

事業者は、以下を参考にして安全確保に取り組み、有害なペットフードの流通を未然に防止するとともに、ペットの健康被害を最小限にとどめることに万全を期すことが求められます。

なお、以下の取組事項は、あくまで製造、品質管理の方法などの考え方を例示したものであるため、各事業場の実情に応じて管理方法の自己点検に活用してください。自己点検の実施に当たっては、別紙「製造管理、品質管理方法等チェックリスト」を参照してください。

3-1. 製造業者

1) 製造事業の概要の把握

製造業者は、安全管理の検討に当たっては、以下の内容等の把握に努めてください。

- ・ 製造品目
- ・ 製造数量
- ・ 製造工程
- ・ 構造（製造事業場のレイアウト）
- ・ 設備機器（種類、数、仕様、能力など）
- ・ 組織（製造管理体制、品質管理体制など）

2) 安全に関する情報収集、知識・技術の習得

製造業者は、ペットフードの安全に関する情報を収集・整理し、製造を行う際に必要となる安全に関する知識・技術の習得に努めてください。また、必要に応じて安全管理を担う担当者の育成に努めてください。

3) 製造管理

製造業者は、安全管理が必要な工程の管理基準、作業手順を定めるなど、基準・規格等を遵守した工程管理に努めてください。

4) 品質管理

製造業者は、安全管理が必要な工程の管理状況の確認や必要に応じて実施する原料・中間製品・最終製品など性状確認などの品質管理に努めてください。

5) 帳簿管理

製造業者は、原料の受入から製造、出荷に至る工程における作業指示書、作業記録、伝票、帳票などが相互に関連して、製品から原料に遡及可能な記録となっていることの確認に努めてください。

また、これらのうち法令で帳簿の記録、備付け、保存が義務づけられている帳簿・書類を特定して、記録の内容、保存期間（2年間）が法令に適合していることを把握してください。

6) 表示管理

製造業者は、法令に定められた表示基準に基づき表示を作成してください。

7) 事故等発生時の対応

製造業者は、ペットフードの使用に起因する事故又はペットフード若しくはその原材料に有害物質が混入するなどの事故等が発生した際に、ペットの健康被害を最小限とする対応に努めてください。

3-2. 輸入業者

1) 輸入事業の概要の把握

輸入業者は、安全管理の検討に当たっては、以下の内容等の把握に努めてください。

- ・ 輸入品目
- ・ 輸入数量

- ・ 輸入元の事業者
 - ・ 製品の保管施設
 - ・ 組織（輸入管理体制、安全管理体制など）
- 2) 安全に関する情報収集、知識・技術の習得
輸入業者は、ペットフードの安全に関する情報を収集・整理し、輸入を行う際に必要となる安全に関する知識・技術の習得に努めてください。また、必要に応じて安全管理を担う担当者の育成に努めてください。
 - 3) 輸入元の製造事業場における製造管理・品質管理
輸入業者は、輸入元の製造事業場における製造管理・品質管理状況の把握に努めてください。
 - 4) 帳簿管理
輸入業者は、製品の受入から出荷に至る工程における伝票、帳票等が相互に関連して、製品の特定等が可能な状態となっていることの把握に努めてください。
また、これらのうち法律で帳簿の記録、備付け、保存が義務づけられている帳簿・書類を特定して、記録の内容、保存期間（2年間）が法令に適合していることを把握してください。
 - 5) 表示管理
輸入業者は、法令に定められた表示基準に基づき表示を作成してください。
 - 6) 事故等発生時の対応
輸入業者は、ペットフードの使用に起因する事故又はペットフード若しくはその原材料に有害物質が混入するなどの事故等が発生した際に、ペットの健康被害を最小限とする対応に努めてください。

3-3. 販売業者（卸売）

- 1) 販売事業の概要の把握
販売業者（卸売）は、販売品目及び販売数量等の把握に努めてください。
また、取扱品目に法令に定められた表示があることの把握に努めてください。
なお、他社に製造を委託して自社ブランドを販売する販売業者（卸売）は、法令に定められた表示基準に基づき表示を作成してください。
- 2) 安全に関する情報収集、知識の習得
販売業者（卸売）は、ペットフードの安全に関する情報を収集・整理し、販売等を行う際に必要となる安全に関する知識の習得に努めてください。
- 3) 帳簿管理
販売業者（卸売）は、製品の受入から出荷に至る過程の帳票等が相互に関連して、製品の特定が可能な状態となっていることの把握に努めてください。
また、これらのうち法令で帳簿の記録、備付け、保存が義務づけられている帳簿・書類を特定して、記録の内容、保存期間（2年間）が法令に適合していることを把握してください。
- 4) 事故等発生時の対応方法の確認

販売業者（卸売）は、ペットフードの使用に起因する事故又はペットフードに有害物質が混入するなどの事故等が発生した際に、当該事業者と協力し、ペットの健康被害を最小限とする対応に努めてください。

3－4. 販売業者（小売）

1) 販売事業の概要の把握

販売業者（小売）は、販売品目及び販売数量等の把握に努めてください。

また、取扱品目に法令に定められた表示があることの把握に努めてください。

なお、他社に製造を委託して自社ブランドを販売する販売業者（小売）は、法令に定められた表示基準に基づき表示を作成してください。

2) 安全に関する情報収集、知識の習得

販売業者（小売）は、ペットフードの安全に関する情報を収集・整理し、販売等を行う際に必要となる安全に関する知識の習得に努めてください。

3) 事故等発生時の対応方法の確認

販売業者（小売）は、ペットフードの使用に起因する事故又はペットフードに有害物質が混入するなどの事故等が発生した際に、当該事業者と協力し、ペットの健康被害を最小限とする対応に努めてください。

「安全なペットフード製造のための重要管理事項」

1. 安全に関する情報収集、知識・技術の習得

ペットフードの安全に関する情報の収集・整理及び製造等を行うに際して必要となる安全に関する知識の習得を目的とした社員教育等を実施する。

2. 製品標準書（規格書、仕様書、手順書）

安全管理に必要な規格基準を定め文書化する。

- ・規格書（製品、原料、資材など）
- ・製造管理基準及び作業手順書
- ・品質管理基準及び品質管理手順書
- ・設備機器等の校正・保守点検

3. 製造管理

安全管理が必要な工程について、あらかじめ定められた製造管理基準及び各工程の作業手順に従って製造を管理し、その結果を記録する。

- ・原料の受入・保管・払出
- ・製造工程（配合、加熱の温度条件・時間など）

4. 品質管理

安全管理が必要な事項について、あらかじめ定められた品質管理基準及び品質管理手順に従って品質を管理し、その結果を記録する。

- ・原料
- ・中間製品
- ・資材
- ・設備機器
- ・最終製品

5. 帳簿管理

原料の受入から、製造、出荷に至るすべての工程における作業指示書、作業記録、伝票、帳票等が相互に関連して、製品から原料に遡及して特定等が可能な状態で記録する。

また、これらのうち法律で帳簿の記録、備付け、保存が義務づけられている帳簿書類を特定して、法令で定める期間（2年間）、保存する。

6. 表示管理

法令に定められた表示基準に基づき、表示を作成する。

7. 事故等発生時の対応

ペットフードの使用に起因する事故又はペットフードもしくはその原材料に有害物質が混入するなどの事故等が発生した際は、ペットの健康被害を最小限とするため以下の

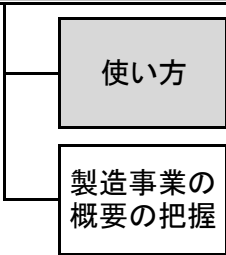
対応を行う。

- ・ 事故等発生時の連絡先（行政機関、取引先など）
- ・ 相談窓口の設置
- ・ 有害物質を含む原材料、製品を特定する
- ・ 特定した製品等の使用及び販売の停止
- ・ 特定した製品等の購入元及び販売先の確認、販売先等への情報提供、使用及び販売停止などの要請
- ・ 特定した製品等の回収、保管
- ・ 原因の究明、改善対策の検討
- ・ 以上についての行政機関等への報告

「製造管理・品質管理方法等チェックリスト」の使い方

本チェックリストは、あくまで製造管理、品質管理等の方法を例示したものです。各社・各事業場の実情に応じて管理体制の構築、自己点検の参考にしてください。製造業者を対象に例示していますが、輸入業者及び販売業者にあつては、共通する業務内容について管理体制の構築、自己点検の参考にしてください。

製造管理・品質管理方法等チェックリスト



使い方

この文書です。
チェックリストの文書の構成、使い方を解説します。

製造事業の概要の把握

製造業者は、別添を参考に製造品目、製造数量、製造工程、構造（製造事業所のレイアウト）、設備機器、組織（製造管理体制、品質管理体制など）の状況を把握・整理してください。

・【事業概要】:	従業員数などのほか、以下の別添1～5により事業場の概要を把握・整理するとともに、各種基準書、手順書の整備状況を把握します。
・【別添1組織・体制図】:	安全管理に関係する組織、体制を把握・整理します。
・【別添2工場全体図】:	安全管理に関係する工場の構造、レイアウトなどを把握・整理します。
・【別添3設備リスト】:	安全管理に関係する設備を把握・整理します。
・【別添4帳簿書類リスト】:	安全管理に関係する帳簿・書類を把握・整理します。
・【別添5製品リスト】:	製造品目、包装形態などを把握・整理します。
・【工程管理基準書】:	安全管理が必要な工程を把握・整理します。
・【品質管理基準書】:	品質管理が必要な事項を把握・整理します。
・【原料受払手順書】:	工程管理基準又は品質管理基準を定めた各工程の手順を把握・整理します。
・【事故発生時対応手順書】:	帳簿管理、表示管理、事故発生時対応、教育訓練などの手順を把握・整理します。

安全に関する情報収集、知識・技術の習得

ペットフードの安全に関する情報の収集・整理及び製造等を行うに際して必要となる安全に関する知識の習得を目的とした社員教育等を実施する。

製品標準書

安全管理に必要な規格基準を定め文書化する。

製造管理

安全管理が必要な工程について、あらかじめ定められた製造管理基準及び各工程の作業手順に従って製造を管理し、その結果を記録する。

品質管理

安全管理が必要な事項について、あらかじめ定められた品質管理基準及び品質管理手順に従って品質を管理し、その結果を記録する。

帳簿管理

原料の受入から、製造、出荷に至るすべての工程における作業指示書、作業記録、伝票、帳票等が相互に関連して、製品から原料に遡及して特定等が可能な状態で記録する。
また、これらのうち法律で帳簿の記録、備付け、保存が義務づけられている帳簿書類を特定して、法令で定める期間(2年間)、保存する。

表示管理

法令に定められた表示基準に基づき、表示を作成する。

事故発生時対応手順書

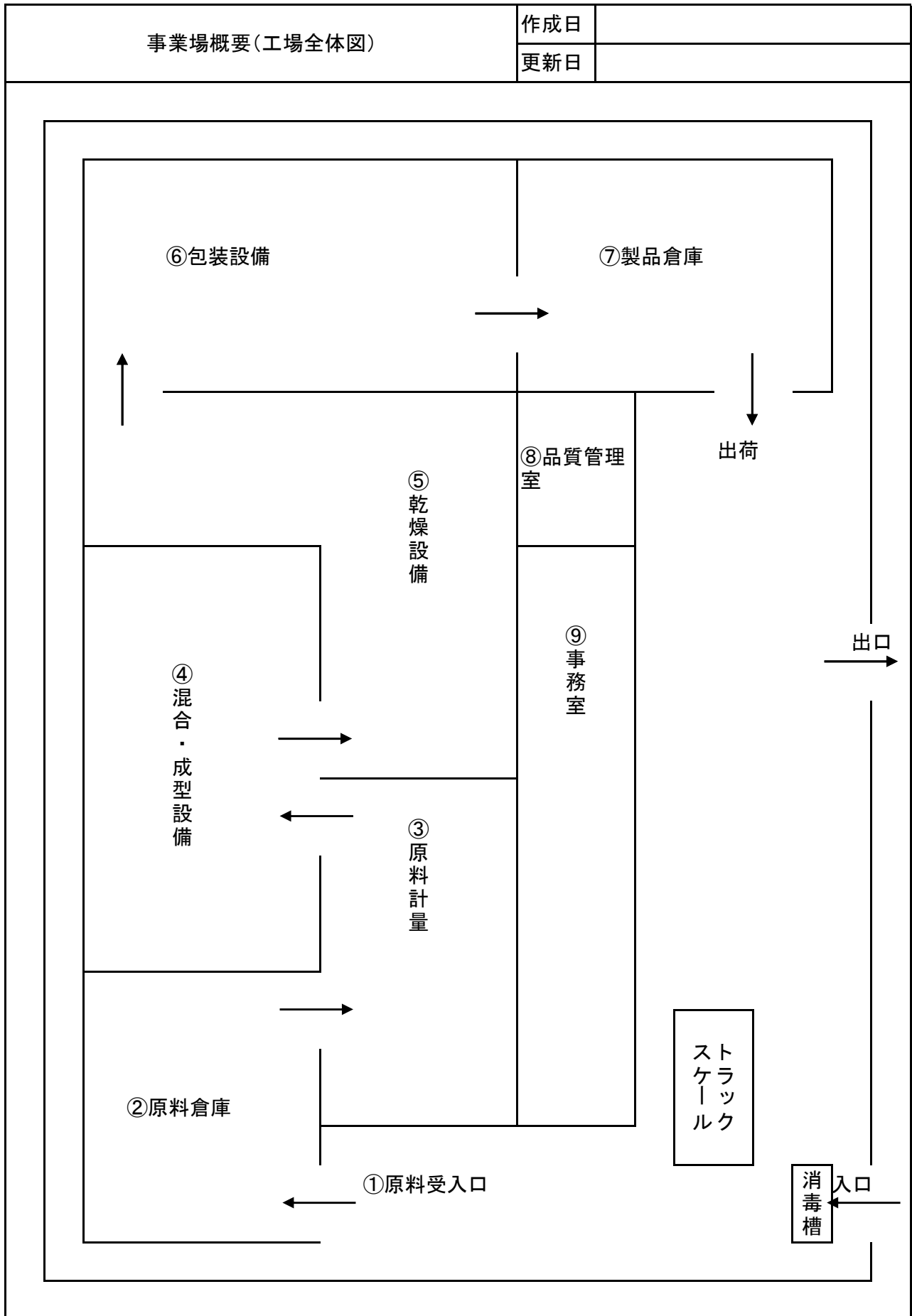
ペットフードの使用に起因する事故又はペットフードもしくはその原材料に有害物質が混入するなどの事故等が発生した際は、ペットの健康被害を最小限とするための対応を行う。

事業概要	作成日	
	確認日	
<input type="checkbox"/> 1. 事業概要の把握		
<ul style="list-style-type: none"> ・従業員数 約 _____ 名 ・製造銘柄数 約 _____ 銘柄 	<ul style="list-style-type: none"> ・操業日数 約 _____ 日 ・製造数量 (単位をそれぞれ選択) <input type="checkbox"/> 月産 _____ kg <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 日産 約 _____ トン <input type="checkbox"/> 	<ul style="list-style-type: none"> ・操業時間 午前 _____ 時～午後 _____ 時
<ul style="list-style-type: none"> ・組織図 別添1 組織・体制図 のとおり ・工場全体図 別添2 工場全体図 のとおり ・設備リスト 別添3 設備リスト のとおり ・帳簿書類リスト 別添4 帳簿書類リスト のとおり ・製品リスト 別添5 製品リスト のとおり 		
<input type="checkbox"/> 2. 工程管理基準書・手順書 (適 不適)		
<ul style="list-style-type: none"> ・製造計画 (適 不適) ・原料受払 (適 不適) ・製造 (適 不適) ・出荷 (適 不適) ・品質管理 (適 不適) ・表示 (適 不適) 		
<input type="checkbox"/> 3. 品質管理基準書・手順書 (適 不適)		
<ul style="list-style-type: none"> ・設備・機器の管理 (適 不適) ・原料の管理 (適 不適) ・製品の管理 (適 不適) 		
<input type="checkbox"/> 4. 帳簿管理手順書 (適 不適)		
<input type="checkbox"/> 5. 表示管理手順書 (適 不適)		
<input type="checkbox"/> 6. 事故発生時対応手順書 (適 不適)		
<input type="checkbox"/> 7. 教育訓練手順書 (適 不適)		

事業場概要(組織・体制図)	作成日	
	更新日	

取締役工場長

- 総務課
- 製造課 (製造管理責任者)
 - 原料受入担当者 _____
 - 原料検品担当者 _____
 - ○○担当者 _____
 - ○○担当者 _____
- 品質管理課 (品質管理責任者)
 - ○○担当者 _____
 - ○○担当者 _____



事業場の概要(設備リスト)			作成日	
			更新日	
工程	設備名称	仕様・能力 ・設定値	管理者	管理方法
① 原料受入	消毒層			始業時消毒液量点検、毎金曜日消毒液交換
	トラックスケール	最大〇〇トン 誤差 ±〇〇kg		〇月に1法定点検
② 原料保管	冷蔵庫	0~20°C、 <u>10°C</u>		始業時温度点検
	冷凍庫	-20~0°C、 <u>-5°C</u>		始業時温度点検
③ 原料計量	計量器1	〇社製、20kg		始業時試貫、〇月に1法定点検
	計量器2	〇社製、500g		始業時試貫、〇月に1法定点検
④ 成型合	混合機	1立米		〇月に1定期点検
	成型設備			〇月に1定期点検
⑤ 設備加熱	加熱設備			〇月に1定期点検
⑥ 設備包装	包装設備			〇月に1定期点検
⑦ 製品保管	冷蔵庫	0~20°C、 <u>10°C</u>		始業時温度点検
	冷凍庫	-20~0°C、 <u>-5°C</u>		始業時温度点検
⑧ 品質管理	機器			〇月に1定期点検
	検体の保管	0~20°C、 <u>10°C</u>		始業時温度点検

事業場の概要(帳簿書類リスト)		作成日		
		更新日		
工程	帳簿書類の名称	保存場所	期間(法令対象)	担当者所属、氏名
製造計画	原料受入規格	事務所A書棚	2年(法)	製造課 ○○太郎
	原料調達先の決定			
	包装資材			
	製造設計(配合設計)			
	製造設計(製造方法)			
原料受払	原料受入時の確認			
	不適合品の処理			
製造	製造設備の管理			
	製造指図書			
出荷				
品質管理				
表示				

事業場の概要(製品リスト)		作成日	
		更新日	
名称	タイプ	包装形態	表示者
○×ペットフード成犬用小魚入り1kg袋タイプ	ドライ	1kgPP袋	株式会社○○ペット

工程管理基準書		作成日
		更新日
工程	業務内容	工程管理基準
製造計画	原料受入規格の決定	ペットフード安全法の基準規格に適合した製品の製造に必要な適切な原料規格を設定する。
	原料調達先の決定	原料受入規格を満たしていることを確認する。
	包装資材	表示がペットフード安全法の基準に適合していることを確認する。
	製造設計(配合設計)	設計がペットフード安全法の基準・規格に適合していることを確認する。
	製造設計(製造方法)	製造方法(加熱処理条件等)がペットフード安全法の基準に適合していることを確認する。
原料受払	原料受入時の確認	原料は、調達先、受入規格を照合して受け入れる。
	不適合品の処理	受入規格等に合わない原料は、不適合品として処理する。
製造	製造設備の管理	加熱処理施設の温度条件、時間等を確認する。
	製造指図書	
出荷		
品質管理		
表示		

品質管理基準書		作成日
		更新日
工程	業務内容	品質管理基準
設備・機器の点検	試験設備の点検 試験機器の点検	
原料の管理	検体の採取 試験の実施方法 試験の実施頻度 判定基準・記録 検体の保管	
製品の管理	検体の採取 試験の実施方法 試験の実施頻度 判定基準・記録 検体の保管	

原料受払手順書		作成日	
		確認日	
設備の始業時点検結果		帳簿、作業指示、記録の点検結果	
<input type="checkbox"/> 消毒層 (適 不適)	<input type="checkbox"/> 原料受入表 (適 不適)		
<input type="checkbox"/> 冷蔵庫 (適 不適)	<input type="checkbox"/> 納品伝票 (適 不適)		
<input type="checkbox"/> 冷凍庫 (適 不適)	<input type="checkbox"/> 検品記録 (適 不適)		
<input type="checkbox"/> 計量器1 (適 不適)	<input type="checkbox"/> 倉庫受入票 (適 不適)		
<input type="checkbox"/> 計量器2 (適 不適)	<input type="checkbox"/> (適 不適)		
原料受払の業務手順			
業務手順	業務内容	担当者	関連帳票
受入	・原料受入表の発行	〇〇太郎	原料受入表
	・原料受入表と納品伝票、原料を照合	〇〇次郎	納品伝票、原料規格書
検品	・サンプリング指示書の発行	〇〇花子	サンプリング指示書
	・検品	〇〇次郎	検品記録
	・倉庫搬入	〇〇次郎	はい票せん
払出	・原料払出表の発行	〇〇太郎	原料払出表
報告			
異常時対応			
<p>工程において、異常が発生した場合は、その異常の内容を製造管理責任者に報告し指示を受ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異常の内容 ・指示 指示に基づき対応後、その内容を製造管理責任者に報告する。 ・対応結果の記録 			

※各工程毎に手順書を作成する。

事故発生時対応手順書		作成日	
		確認日	
帳簿、作業指示、記録の点検結果			
□	(適 不適)		
□	(適 不適)		
□	(適 不適)		
□	(適 不適)		
□	(適 不適)		
異常時対応の業務手順			
業務手順	業務内容	担当者	関連帳票
事故等発生	・事故等の内容を確認	〇〇太郎	
報告	・製造管理責任者に報告 ※重大な事故の場合は、速やかに 行政機関に連絡	〇〇花子	
確認	・該当ロットを特定	〇〇次郎	
処置	・使用及び販売の停止、回収、保管 ・関係者への情報提供、要請 ・相談窓口の設置	〇〇次郎 〇〇次郎 〇〇次郎	
原因究明	・原因の究明、改善対策の検討	〇〇次郎	
報告	・行政機関等への報告	〇〇次郎	

[参考資料]

ペットフード安全法令の遵守すべき主な要件等

I 基準及び規格

国は、ペットフードによるペットの健康被害を防止する見地から、審議会の意見を聴きながら、ペットフードの製造方法・表示についての基準及び成分についての規格を定めています。（ペットフード安全法成分規格等省令。下記抜粋を参照。）

（抜粋）

1 販売用愛がん動物用飼料の成分規格

(1) エトキシキン、ジブチルヒドロキシトルエン及びブチルヒドロキシアニソールの販売用愛がん動物用飼料（販売（法第6条第一号に規定する販売をいう。）の用に供する愛がん動物用飼料であって、当該愛がん動物用飼料を製造する事業場において愛がん動物に使用されるものを除く。以下同じ。）中の含有量は、それぞれの有効成分の合計量で販売用愛がん動物用飼料1トン当たり150g以下でなければならない。

ただし、エトキシキンの販売用愛がん動物用飼料中の含有量は、犬を対象とする販売用愛がん動物用飼料にあつては、販売用愛がん動物用飼料1トン当たり75g以下でなければならない。

(2) アフラトキシンB₁の販売用愛がん動物用飼料中の含有量は、0.02ppm以下でなければならない。

(3) 次の表の第1欄に掲げる農薬（農薬取締法（昭和23年法律第82号）第1条の2第1項に規定する農薬をいう。）の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。）の販売用愛がん動物用飼料中の含有量は、それぞれ同表の第2欄に定める量以下でなければならない。

第1欄	第2欄
グリホサート	15ppm
クロルピリホスメチル	10ppm
ピリミホスメチル	2ppm
馬拉チオン	10ppm
メタミドホス	0.2ppm

(4) (1)から(3)までに規定する物質の販売用愛がん動物用飼料中の含有量を算出するに当たっては、当該販売用愛がん動物用飼料中の水分の含有量が10%を超えるときは、その超える量を当該販売用愛がん動物用飼料の量から除外するものとし、当該販売用愛がん動物用飼料中の水分の含有量が10%に満たないときは、その不足する量を当該販売用愛がん動物用飼料の量に加算するものとする。

注：当該製品の水分量が55%の場合、固形分は（100%－水分量）＝45%となります。

水分量10%に換算した製品中の当該物質の含有量をXとすると、
固形分：分析値 は、 $90\% : X \text{ ppm} = 45\% : 0.5 \text{ ppm}$ の式から、
 $X \text{ ppm} = 90\% \times 0.5 \text{ ppm} \div 45\% = 1 \text{ ppm}$ 、と計算されます。

2 販売用愛がん動物用飼料の製造の方法の基準

- (1) 有害な物質を含み、若しくは病原微生物により汚染され、又はこれらの疑いがある原材料を用いてはならない。
- (2) 販売用愛がん動物用飼料を加熱し、又は乾燥する場合は、原材料等に由来して当該販売用愛がん動物用飼料中に存在し、かつ、発育し得る微生物を除去するのに十分な効力を有する方法で行うこと。
- (3) プロピレングリコールは、猫を対象とする販売用愛がん動物用飼料に用いてはならない。

3 販売用愛がん動物用飼料の表示の基準

販売用愛がん動物用飼料には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

ア 販売用愛がん動物用飼料の名称

イ 原材料名

ウ 賞味期限（定められた方法により保存した場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。）

エ 製造業者、輸入業者又は販売業者の氏名又は名称及び住所

オ 原産国名

II 帳簿の備付け

ペットフードの出荷後に、基準・規格に違反していることが明らかになった場合などには、国は製造・出荷済みのペットフードの廃棄又は回収を命ずることができます。このような場合に備えて、各事業者において、製造・輸入・販売の記録を残しておく必要があります。

帳簿の記載が必要となる場合は、

- ① 製造業者又は輸入業者が販売用ペットフードを製造又は輸入した場合
- ② 製造業者、輸入業者又は販売業者が販売用ペットフードを製造業者、輸入業者又は販売業者に譲り渡した場合

となっています。

②の「譲渡し」とは、製造業者、輸入業者又は販売業者に製品を販売することをいいます。これらの相手方との間に、製品の輸送等を行う運送業者・倉庫業者や、代金の弁済等を行う商社等の中間業者が介在する場合であっても、最終的に譲り渡す相手

方に製品を販売することを「譲渡し」とし、中間業者への引渡しや、中間業者間の引渡しは「譲渡し」に含まれません。

また、相手方が製品を受領した時点で、「譲渡し」が完了したものとします。

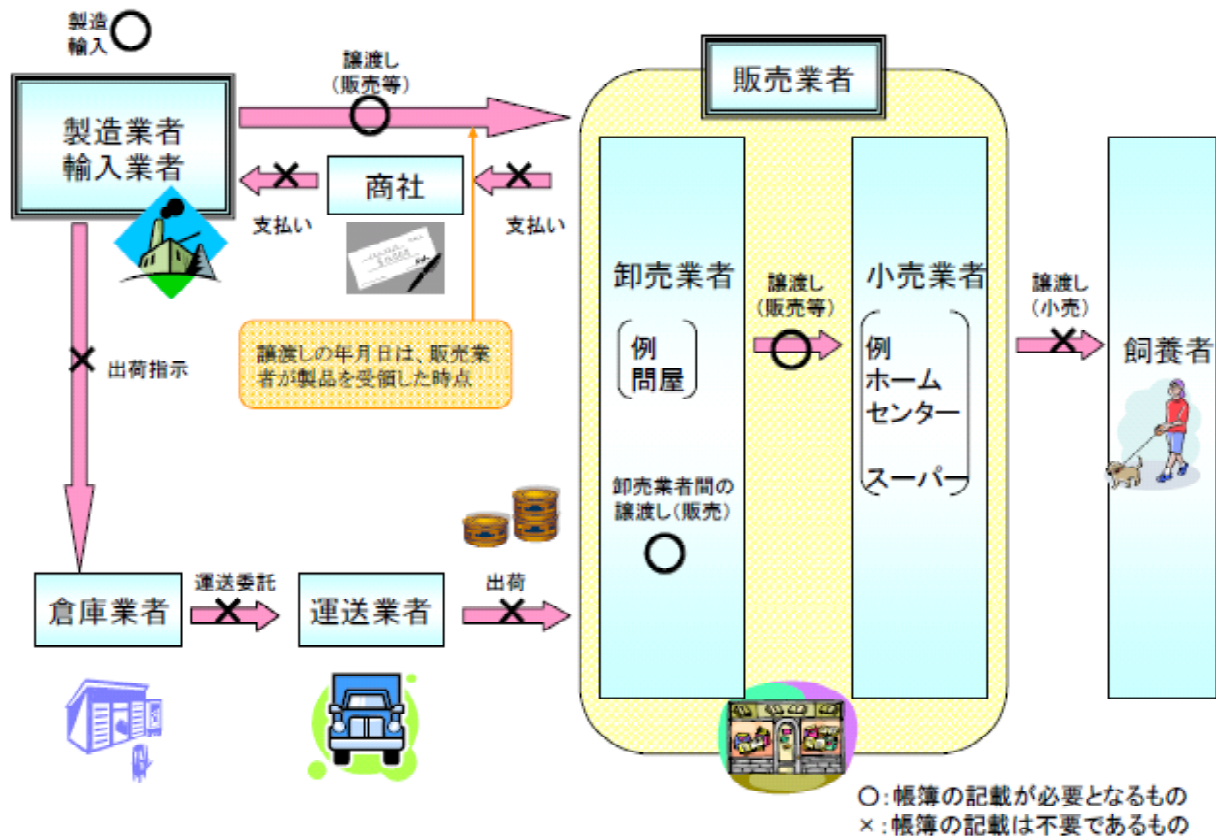
(ただし、製品の回収等が必要となる場合に備えて、これらの中間業者間の物流についても、製造業者、輸入業者又は販売業者の責任の下、製品のトレーサビリティ上、必要なデータの把握ができる体制を整えるよう努めてください。)

なお、「販売業者」とは、販売用ペットフードの販売を業とする者（製造業者・輸入業者を除きます。）をいい、販売用ペットフードを販売している問屋、ホームセンター、スーパー、動物病院等も販売業者に該当します。

販売業者から他の販売業者に販売用ペットフードを譲り渡す場合（問屋間の卸売、ホームセンターから他のスーパーへの販売、動物病院から他の動物病院への販売など）は、帳簿の記載が必要ですが、小売の場合（＝消費者に直接譲り渡す場合）には、帳簿の記載は義務化されてはいません。

さらに、ペットフードの原材料の販売や、包装業者に包装のみを委託するために中身を引き渡す場合は、「譲渡し」には該当しません。

帳簿の備付けが必要となる場合について



【記載事項】

1 ペットフードを製造した場合（製造業者のみ）

① 製造したペットフードの名称・数量・製造年月日

ア 「名称」

ペットフードの商品名、例えば「○×ペットフード成犬用小魚入り 1kg袋タイプ」と記載してください。

イ 「数量」

製品のロットごとの数量、例えば「○○kg」、「△△kg詰め×□□袋」と記載してください。

ウ 「製造年月日」

当該製品を製造した日を記載してください。

② 原材料の名称及び数量

①で記載する製品の名称ごとに、製造に用いた原材料の名称及び数量を記載してください。「原材料の名称」は、事故等が発生した場合に、製品に表示どおりの原材料が用いられているかどうかを確認するため、ペットフードに表示する「原材料名」に対応した記載としてください。

既存の原材料の納品伝票などを活用する場合は、製品に表示された「原材料名」を示すことが明らかであれば、略称など通常用いている名称でも構いません。

さらに、その原材料が譲り受けたものであるとき（すなわち、他の業者等から仕入れたものであるとき）は、名称及び数量に加え、その原材料の仕入れ年月日・仕入先の氏名又は名称を記載してください。

なお、法令上の義務ではありませんが、製品に問題があった場合等に原因究明等を速やかに行うことができるように、原材料の製造業者や原産国名を記載しておくことが望まれます。

2 ペットフードを輸入した場合（輸入業者のみ）

① 輸入したペットフードの名称・数量・輸入年月日・荷姿

「名称」・「数量」の記載方法は、（1）①と同様です。輸入年月日は、輸入許可通知書上の輸入許可日としてください。

② ペットフードの輸入先国名・輸入の相手方の氏名又は名称

「輸入の相手方」は、輸入許可通知書上の輸出者としてください。

③ 輸入したペットフードが製造された国名・製造業者の氏名又は名称・原材料の名称

「製造された国名」・「原材料の名称」は、（1）②と同様に、製品の表示と一致しているかどうかを確認できるようにするため、ペットフードに表示する「原産国名」・「原材料名」に対応した記載としてください。既存の原材料の納品伝票などを活用する場合は、製品に表示された「原産国名」・「原材料名」を示すことが明らかであれば、略称など通常用いられている名称でも構いません。

3 ペットフードを製造業者、輸入業者又は販売業者に譲り渡した場合（すべての業者）

① 譲り渡したペットフードの名称・数量

ア 「名称」

ペットフードの銘柄名、例えば「○×ペットフード成犬用小魚入り1kg袋タイプ」と記載してください。

イ 「数量」

製品の取引ごとの数量、例えば「○○kg」、「△△kg詰め×□□袋」と記載してください。

② 譲渡しの相手方の氏名又は名称・譲渡しの年月日・荷姿

①の「譲り渡したペットフードの名称」ごとに記載してください。譲渡しの年月日は、製造業者、輸入業者又は販売業者が製品を受領した日とします。

③ 無償サンプルの配付等の場合

無償サンプルを販売業者（動物病院等を含む。）に配付した場合であっても、帳簿の記載等は必要となります。ただし、伝票を伴わずに配付し、後ほど営業所において帳簿に記載することが困難な場合には、営業所において当該サンプルが配付される可能性のある箇所のリストを備え付けておくことで譲渡した場合の記載に代えることができるものとします（倉庫から営業所あての伝票を伴う譲渡しについては、通常どおりの記載等が必要となります）。

【帳簿の記載方法及び保存期間等】

帳簿の記載に当たっては、ノートやコンピュータに記録されることを原則とします。ただし、原料規格書、製品規格書、原材料の納品伝票、製品の販売伝票、製品の受領書、輸入許可通知書、送り状（インボイス）など、業務上の管理書類に記載事項が備えられている場合は、それらの書類を保存することで、帳簿の記載に代えることができます。

帳簿については、記載した帳簿や記録した電子データを、2年間は保存してください。

なお、帳簿は各事業場等において備え付けていただくことが基本になりますが、輸入（営業）倉庫等の帳簿を保管することが困難な事業場等にあっては、当該事業場等を管轄する営業所や本社において備え付けていただいても構いません。ただし、その場合でも、FAMIC等の立入検査の際には、各事業場等において帳簿の記載、備付けの状況がわかるようにしてください。

立入検査等に関して留意すべき事項

国又は独立行政法人農林水産消費安全技術センターは、関係する事業者に対して、基準・規格等に合ったペットフードが製造・輸入・販売されているかを立入検査等において確認しますが、その際は、以下の点に留意してください。

- ・ ペットフード安全法に基づく立入検査は、無通告で実施します。
- ・ 立入検査先の関係者の立会いを求めます。立会人は、製造、輸入及び販売の内容を把握している者による対応が望まれます。
- ・ 立会人に検査記録への署名、押印を求めます。
- ・ 立入検査の際に集取したペットフードは、時価等から算定した請求に応じて代価を支払います。なお、都合により代価の請求を辞退する場合は、申出書の提出を求めます。
- ・ 立入検査の際に集取したペットフードの試験結果については、当該ペットフードの事業者の氏名及び住所、種類、名称、試験結果、違反の有無及びその内容などを公表します。